

市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業に関する
問合せ件数及び内容

1 集計期間

令和7年12月22日（月）～令和8年2月28日（土）

2 お問合せ等の件数及び内容

方法	件数 (問合せ実件数)	件数 (問合せ内容別 延べ件数)	内容	延べ件数 割合※
問合せ窓口、 コールセンター	653件	1,210件	・ 事業概要 (給付手続、給付時期等)	604件 37.3%
			・ スマートフォン関連 (不所持、ポイント、アプリ等)	463件 28.6%
文化市民総務課、 地域自治推進室	94件	152件	・ マイナンバーカード関連 (不所持、取得方法等)	226件 14.0%
市長への手紙	106件	256件	・ 御意見、御要望 (給付時期、給付内容等)	246件 15.2%
			・ その他 (他の給付事業等)	79件 4.9%
小計	853件	1,618件		1,618件 100%
団体等要請文	11件	—	・ マイナンバーカード所有の有無によらず 全市民を対象とすること ・ 現金給付とすること ・ スマートフォン等を利用できない市民を 排除しないこと など	
合計	864件	1,618件		

※延べ件数（問合せ内容別延べ件数）に占める件数及び割合

(裏面へ続く)

3 コールセンターでの主な対応について

Q いつから給付を開始するのか。

A 令和8年夏ごろのポイント給付を予定している。

Q どのような方法で給付を行うのか。

A スマートフォン等の専用アプリケーションを用いてマイナンバーカードによる本人認証を行い、京都市民に対して1人につき5,000円相当分のポイント（1ポイントにつき1円相当）を給付することを想定している。

Q スマートフォンを持っていない場合はどうすれば良いのか。

A スマートフォン等をお持ちでない方も制度利用いただけるよう、家族のスマートフォン等を使い申請できる仕組みや、その他の申請手法も含め検討しており、事業者選定後に詳細を詰め、決まり次第、市民の皆様へお知らせさせていただく。

Q マイナンバーカードを持っていない場合はどうすれば良いのか。

A マイナンバーカードの取得は、区役所・支所の交付コーナーや下京区総合庁舎内にあるマイナンバーカードセンターにおいて申請いただける。また、臨時的な出張申請窓口などでの取得支援も行っている。

Q なぜマイナンバーカードが必要なのか。

A 本人認証を最も合理的、効率的に行うためである。マイナンバーカードを利用することで、本人確認を確実にできる、重複受給等の不正利用を防止できる、スマートフォン等からマイナンバーカードを読み込むことで、自宅等でいつでも、どこでも申請が可能となる。

Q 現金給付にしないのはなぜか。

A デジタル地域ポイント方式とすることで、迅速・確実に給付が行えること、市内店舗での利用に限定でき、確実に地域経済への波及を行うことができること、事務費が節減できるといったメリットがあるためである。